松阪市まちなか空家利活用促進制度の流れ

～　空き家、空き地を売りたい方、貸したい方（所有者）向け　～

1　空き家・空き地の登録申込み	空き家又は空き地を売りたい方、貸したい方は、下記の必要書類を松阪市役所建築開発課へ提出してください。 ・ 登録申込書（様式第1号） ・ 空家・空地情報登録カード（様式第2号） ・ 本人確認書類

2　登録調査	市職員が現地確認を行います。その際に、登録予定物件の写真撮影をさせていただきますので、立会いのご協力をお願いします。 ※ 登録カードの記入内容確認のため、関係資料の提供・閲覧を求めることがありますので、ご了承ください。

3　空き家・空き地情報の登録及び情報提供	確認後、適当であると認められた場合、「登録完了通知書」（様式第7号）を通知するとともに、市ホームページにて情報提供を行います。 ※ 登録物件情報は、登録利用者及び市と協定を締結した宅地建物取引業団体の協力事業者にも情報提供いたします。

4　担当業者との媒介契約（推奨） 	登録申込み時に「宅地建物取引業者による仲介」を希望した場合、市と協定した宅地建物取引業団体から担当業者が推薦されます。 ※ その後、担当業者と打ち合わせの上、媒介契約を結んでいただくことを推奨します。（成約時に手数料が発生） ※ 媒介契約により本制度以外に担当業者での利用者募集等も可能になります。

5　物件の交渉申込連絡 ※市は、売買又は賃貸借に関する交渉・契約については、関与いたしません。	○ 「宅地建物取引業者による仲介」を希望した場合 登録物件を買いたい方や借りたい方（登録利用者）から交渉申込があった場合は、登録所有者及び担当業者に連絡します。 その後、双方での交渉となります。 ○ 直接交渉の場合 登録所有者に連絡しますので、双方での交渉となります。

6　結果報告	契約の可否について、登録者は下記の書類を建築開発課に提出してください。 ・ 交渉結果報告書（様式第11号）